

# 令和4年度から

## 町税などを滞納すると延滞金が加算されます

納め忘れのないようにお願いします！

問 税務課 課税係 ☎42-2622

### 滞納と延滞金とは

- ・滞納 → 町税などを納期限までに納めていない状態
- ・延滞金 → 法律で定める町税などの滞納に対する加算金

### 町税などの延滞金について

令和4年度から課税される町税などについて、納期限を過ぎてから納めた場合は、その遅延した税額及び期間に応じて、下表にある決められた割合で計算した延滞金が加算されます。

また、延滞金のみの滞納でも、滞納処分（財産の差し押さえなど）の対象になりますので、ご注意ください。

今後も納期限内に納付している方との公平性を保つために、法律に基づく各種財産の差し押さえなど厳しい対応も行いながら、滞納整理に取り組んでいきますので、納期限内に納付いただきますようお願いいたします。

#### 延滞金の割合

期 間	割合 (令和4年中)
納期限の翌日から 1カ月を経過する日まで	年 2.4%
納期限の翌日から 1カ月を経過した日以降	年 8.7%



#### 延滞金の算定例

延滞金の計算の基本

$$\text{延滞金額} = \text{税額} \times \text{割合} \times \text{延滞日数} \div 365\text{日}$$

例えば、次のような滞納があった場合

- 科 目 国民健康保険税 1期分 50,000円
- 納 期 限 令和4年6月30日
- 納付年月日 令和4年12月25日
- ※納期限の翌日から178日経過

計算してみると

注意！

延滞割合は、1カ月以内と1カ月を超える場合では割合が変わります。

$$50,000\text{円} \times 2.4\% \times 31\text{日} \div 365\text{日} = 101\text{円 (円未満切り捨て)} \dots \textcircled{1}$$

$$50,000\text{円} \times 8.7\% \times 147\text{日} \div 365\text{日} = 1,751\text{円 (円未満切り捨て)} \dots \textcircled{2}$$

$$\text{合計 } \textcircled{1} + \textcircled{2} = 1,852\text{円}$$

加算される延滞金の額（100円未満切り捨て）  
延滞金 = 1,800円 となります。